

佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年8月27日（火）午後1時30分から午後2時05分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 農業委員（10人）

| | | |
|---------------------|-------|----------|
| 会長 | 1番 | 星山隆啓 |
| 会長職務代理者 | 2番 | 山本光雄 |
| 委員 | 3番 | 日下正人 |
| | 4番 | 笠井博美 |
| | 5番 | 國原和彦 |
| | 6番 | 長江操 |
| | 7番 | 大西克史 |
| | 8番 | 森本允補 |
| | 9番 | 大仲香織 |
| | 10番 | 松長護 |
| 農地利用最適化 推進委員（4人） | 高樋地区 | 11番 河原功 |
| | 嵯峨地区 | 12番 大岩和久 |
| | 宮前東地区 | 13番 池田吉信 |
| | 宮前西地区 | 14番 中野實 |

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那
河内村農用地利用集積計画（案）の決定について

報告第9号 農業用施設（農地法施行規則第29条第1項第1号施設）
の農地転用届

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本利也

書記 栗原美幸

7. 会議の概要

事務局 ただ今から、令和元年8月総会を開会いたします。

はじめに、星山会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (挨拶)

事務局 ありがとうございました。

本日の出席委員は、全委員10名が出席しておりますので、総会は成立しております。

それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を星山会長にお願いいたします。

議長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、5番 國原和彦委員、6番 長江操委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の栗原美幸さんを指名いたします。

続いて、日程第3の議案第17号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「佐那河内村農用地利用集積計画（案）の決定について」を、議案に供します。

事務局より、議案第17号の朗読と説明をお願いします。

事務局 始めに、議案の訂正をお願いいたします。議案書1ページから2ページにかけて整理番号3がありますが、設定する利用権等の欄のうち、期間5年とあるところを、期間4年7月に訂正をお願いします。

それでは、議案書の1ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案4件でございます。議案第17号は、すべて地権者から借人に直接権利を設定する件です。

佐那河内村長より令和元年8月16日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の新規の計画が2件、再設定の計画が2件、面積は、9,795.66m²です。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

整理番号1の権利の種類につきましては、使用貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、████████さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、████████

さんです。土地の所在地については、████████12番1、現況 畑、1,068m²で、利用目的は苺苗です。始期は令和元年9月1日から終期は令和6年8月31日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 それでは、質疑に入ります。補足説明がありましたら、関係委員の方から合わせてお願いいたします。

3番 場所は、資料1ページ目にあります。旧の中学校から徳島方面に向かって行ったら、ちょうど████████さんが昔あったところの道向かいに場所が

あります。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、いかがでしょうか。

議長 これって名字が同じ ■ですが関係ないのですか。

3番 たぶん先月に名義を変更し、 ■さんから子の ■くんに代わってい
ると思います。

事務局 家は違います。

議長 家は違うのですね。わかりました。

議長 これ、苺苗って一年中置いておくのですね。棚を常に置いて育成だけに使
うのですね。

3番 はい、苗専用です。

議長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。
続いて整理番号2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 整理番号2の権利の種類につきましては、使用貸借権の再設定であり、利
用権の設定等をする者の住所、氏名は、 ■さんと
■さんの共同申請で、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、 ■
■さんです。土地の所在地については、 ■

78番4、現況 田、3.76m²で、利用目的は野菜です。始期は令和元年9
月1日から終期は令和6年8月31日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第
18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 それでは、質疑に入ります。補足説明がありましたら、関係委員の方から
併せてお願ひいたします。

3番 場所は、資料2ページ目になります。大宮神社のカーブを川の方向へ入つ
て行ったところの突き当たりに畑があります。今現在、除草をしてウリみたいな作物を植えているみたいです。再設定なので、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、いかがでしょうか。

議長 これも家は別ですか。

3番 別です。

11番 これは他人さんで、たまたま名字が一緒になっているということと、佐那
の里へ出荷するので、近くに畑があったら良いかなということで要望を得て
います。

議長 それでは、整理番号2について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました。
続いて整理番号3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 整理番号3の権利の種類につきましては、賃借権の新規であり、利用権の
設定等をする者の住所、氏名は、 ■さんで、利

用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED]
[REDACTED]です。土地の所在地については、[REDACTED]1番1外
19筆、現況 畑、6,933.66m²です。利用目的は果樹です。借賃に
ついては、10a当たり16,218円です。始期は令和元年9月1日から
終期は令和6年3月31日の4年7月契約です。

なお、利用権の設定等を受ける者は株式会社であるため、解除条件付きの
賃借の場合に当たります。ついては、[REDACTED]には、毎事業年度の
終了後3か月以内に農地利用の状況を村へ報告してもらいます。

その他、計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化
促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 それでは、質疑に入ります。補足説明がありましたら、関係委員の方から
併せてお願ひいたします。

3番 場所は、資料3ページにあります。[REDACTED]を下って左側に上つ
て行ったところに場所があります。昨日見に行ったところだと、今現在測量
中と思います。後の詳細は村へ。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたがいかがでしょうか。

議長 ここは前に、役場の企画課の安藝さんが来て説明した、[REDACTED]がここを
借りて柚のオイルを作るような。栽培はこちらで人を雇つてするような話で
したね。法人でも借りる条件は個人と一緒にですか。

事務局 少し変わってきておりまして、株式会社等一般法人の場合だと、先程申
し上げたとおり解除条件付きの賃借権であったり使用貸借権の設定になつて、もし農地を適正に管理していなかったら、契約解除にしますと言う旨を
計画に記載する必要があり、あと、役員のうち一人以上、責任者が耕作をし
ていると言うような条件が追加になります。

議長 社員が一人以上は耕作していないといけないということですね。

事務局 はい。追加で置かせてもらった資料の計画書、佐那河内アグリファーム栽
培計画管理計画に、[REDACTED]が借受人となり、農業従事者責任者は[REDACTED]
とするとあるように、責任者を置くようになっています。

2番 [REDACTED]さんというのは、[REDACTED]の人ですか。

事務局 みたいです。

議長 確か置かないといけないのです。会社では。

2番 これ、写真を見ると色んなものを植えるみたいですが、既に植わっている
ものもあるのですよね。ミカンとか植わっていますよね。2021年と言うことは、これから植えるのでしょうか。

事務局 そうですね。

2番 2019年の柚とかミカンとか。柚は既に植わっているのでしょうか。全部更
地にして植えるのですか。抜くのが大変ですね。

3番 改植するようですね。

議長 今日もらった利用権設定等申出書、これに植えるものの記載がありますね。
2番 カモミールとはミカンみたいなものですか。

- 13番 お菓子にありますね。
- 議長 カモミールは、ハーブですよね。
- 2番 ヒメイワガレソウは。香辛野菜でないですが、匂いの出るものでしょうか。
- 13番 そうではないでしょうか。
- 議長 下に生やすものでしょうかね。
- 2番 レモンバームと言うのも。
- 議長 レモンバームもハーブですね。
- 2番 これ、草が生えて仕方ないですね。
- 13番 すだちの下にはわすのでは。
- 2番 手入れが大変そうですよね。
- 13番 よっぽど手間がかかりますね。
- 2番 何人で管理するのでしょうか。
- 議長 季節ごとに人がいるのですね。
- 事務局 その時々に、必要な人を雇うようなことを伺っております。
- 議長 カミキリ対策で2か月、5月、6月とありますね。
- 13番 夜明けと共に、網を持って走り回らないといけないですね。
- 4番 ■さんと言う人は、佐那河内に住所を置いて住まれるのですか。
- 事務局 抱点としては、徳島の工業技術センターと言うところに置いて、通作圏内というかたちで来られると伺ったのと、アグリスクールにも来られていると聞いたのですが。
- 事務局 ■さんが住んでいるのは、徳島市内です。東京から一人こちらに来て市内に住んで、今は工業試験場であります。
- 2番 できたら、ここで住むのでは。
- 事務局 いえ、住まないです。ここのメインは農園ですので。
- 2番 工場とするところとか。
- 13番 しまいには泊まりこまないと仕方ないのではないでしょうか。
- 議長 通ってはね。
- 13番 セコムだけでは危ないのでは。
- 2番 ■さんは何歳くらいの方ですか。
- 9番 若いです。20代後半か30代前半くらいです。
- 13番 しようと思ったら出来るのでは。と言うのも、■さんと奥さんがしていたのですから。これだけの面積を。
- 2番 もともとしている人ですけれども。
- 13番 それはパート雇いが行くのですから。
- 5番 ここは、有機栽培ですよね。
- 13番 除草剤いけないですね。
- 議長 除草剤できないのですか。
- 9番 有機JAS取る時は、除草剤はできないし、農薬も決まっています。
- 5番 過去何年とか使っていけない期間が決まっていますね。
- 9番 蚊取り線香も、事務所とかで使えないとか。有機JAS取るのだったら駄

- 目だと言われます。
- 2 番 蚊取り線香使えなかつたら、収穫になりませんね。蚊に食われて。
- 議 長 虫除け塗つておかないとですね。
- 13番 塗つたら一緒でしょう。
- 9 番 ですが、こここの精油とかで蚊が寄つて来ないようなレモンバームとか、匂いで散らすようになるのかもしれません。
- 2 番 これが出来たら、買ってみないとですね。
- 13番 買いに行っても良いですね。
- 議 長 やはり本格的なのですね、企業がやるというの。
- 13番 手間を雇つてしますものね。
- 2 番 工場の方は大丈夫でしょうけれども、管理するのが大変ではないでしょうか。
- 9 番 除草剤を使えないでの、夏でしたら3週間に1回は草刈りいりますね。
- 13番 3週間持たないのでは。
- 9 番 ですが、ナギナタガヤ播くくらいですし。
- 13番 あれを播いたらもう、何も作れないではないですか、あとが。確かに夏場は完全になくなります。
- 2 番 20筆で一筆1,600円くらいですから、30万円くらいでは。
- 議 長 いえ、これ1反当たりの金額ですから、全部で7反弱。7掛ける16,000円ですね。
- 2 番 10万円ちょっとですか。
- 事務局 ため池とかがあるのですが、実際はその辺り一帯を借りるかたちで。
- 13番 一山ってことですか。
- 事務局 はい。借りるかたちで賃貸借契約をまくみたいです。ため池の分とか農地以外の部分を除外した分で利用権の設定の申出書を提出いただいています。
- 2 番 今回の農地だけの分で、建設予定地はないのですね。
- 事務局 農用地区域の除外は出していました。
- 2 番 除外を出しただけで、まだできてないのですね。
- 事務局 これは、純然たる農地だけの賃貸料として、建物のところは関係ありません。
- 2 番 関係ないのですね。これはこれでかかると。
- 議 長 多少プラスでしょう。
- 2 番 10万ちょっとですし、こちらの方が余計にかかるのです。
- 議 長 固定資産にしたら払うお金はしれているのです。
- 13番 固定資産は安いでしょう。払うのは、7反くらいならば。
- 議 長 それでは、整理番号3について、ご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 异議がないと認めますので、整理番号3は原案のとおり決定いたしました。
- 事務局 続いて整理番号4について、事務局より説明をお願いいたします。
- 整理番号4の権利の種類につきましては、使用貸借権の再設定であり、利

用権の設定等をする者の住所、氏名は、■さんで、
利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■

■さんです。土地の所在地については、■ 1番、現況 畑、1,418m²、利用目的はすだちです。始期は令和元年9月1日から終期は令和3年8月31日の2年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 それでは、質疑に入ります。補足説明がありましたら、関係委員の方から併せてお願ひいたします。

12番 それでは、説明をさせていただきます。資料4の地図をご覧下さい。左端から右端にかけてが大川原に登って行く道でございます。左端の4と小さく書いてあるところから、更に下って行きますと、今は空き家になっておりますけれど、■さんの家がございます。現地に行きましたけれども、その■さんから園地の上がり口、ですから大川原線までの距離が大体600メートルくらいありました。そこからは、非常に、何ともこうしたところに園地があるものかという。ここからが結構長くて、700~800メートルくらいアップダウンを繰り返したところに、この園地がございます。現地は非常にきれいに管理されておりまして、イノシシとかシカが入らない様に、きれいに柵ができておりますし、もう既に今はすだちを収穫中でございまして、コンテナを数個置いてあった状況でございます。■さんとも■さんとも両者に聞き取りをしたところ、お互いお話し合いの上でということにはなっておりまし、再設定でありますので、問題なく耕作できるということで、今回提出したという具合ですので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、いかがでしょうか。

議長 これって前回は平地になっていて、場所が分からなくて、農地パトロールの時に教えてくれと言って一緒に行きました。あれは本当にに行けませんね、分からないです。

12番 とても分かりにくいです。と言うか、道が。

議長 知っている人でないと。

2番 下から行ったのですか。

13番 そりやあ、下から行かないと入れないでしょう。

2番 口で言ってくれても分からぬですよね。

議長 よくここでしているなと思いました。

13番 もうこここの畠まで入っていくのですか。

12番 通り抜けはできない道ですし、下って行って、え、ここから上がるの、と言うような感じで。

13番 それなので、上からびゅっと下りた方が早いのでは。

12番 そうですが道がないので、一旦下って上がって行くという。非常に険しい。
2番 すだち畠借りるんだったら、もっといいところいくらでもあると言つてあ

げたのですが。

- 12番 　　言いながら、現地は一枚敷きですし。
2番 　　ひろいですね。背丈くらい皆シカにやられていますが、皆原料に出しているのでしょうか。
12番 　　そうでしょうね。
2番 　　で、■さんに言うたら、近くは嫌らしいです。
13番 　　人に見られたらまずいからでしょうか。
2番 　　近所であるところ、言ってあげたのです。すだちしてくれる人いませんかと言う人がいますので。あんな上まで行くのでしたら、下に近いところあるからと言ってあげたら、嫌と。
12番 　　おっしゃるとおりで、下は見通しが良過ぎて。それなので、囲いをしっかりされています。収穫がだいぶ出来ていたような感じでございます。問題ないと思います。

議長 　　これって■の方ですか。

- 12番 　　実際、長ノ久保と言うのは、うちの方の宮上の常会で桃山から大川原へ行くと、宮上から真上に上がっていった方の交点のところなので。

事務局 　道よりも東側ですね。

議長 　　水系から言ったら嵯峨川ですね。水は嵯峨川に落ちていきますね。

- 12番 　　明見谷の川にね。今回宮上と言うことになっておりましたので、現地を見に行って来た次第です。問題はないと思われます。

議長 　　それでは、整理番号4について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 　　異議がないと認めますので、整理番号4は原案のとおり決定いたしました。次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いいたします。

事務局 　農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用の届が1件ございましたので、ご報告します。

農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出は、農地の所有者が農業用施設を作るために自己転用する場合で、その転用面積が2a未満に係るものになります。

農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用の届出者の住所、氏名は、■さんで、土地の所在地については、■148番1、登記地目 田、400m²のうち89m²で、転用目的は農業用倉庫となっております。令和元年8月16日付けで提出があり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしております。

議長 　前に出ていたものですね。転用の。

議長 　ただいま、報告がありましたら、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、以上をもちまして、令和元年8月総会を閉会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 星山 隆啓

佐那河内村農業委員会委員 國原 和彦

佐那河内村農業委員会委員 長江 操